

非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について（Q&A）

NO.	分類	質問	回答
Q1-1	1 適用対象	災害等の停電対策としては非常用発電設備を常時設置（接続・非接続に限らず。）することが一般的ですが、本運用は、災害時等による停電発生時に、移動用発電設備を他から移設して設置し、使用する場合を想定しているのでしょうか。	ご認識のとおりです。 本運用は、移動用発電設備の設置者と負荷設備の設置者が異なる場合だけを対象としています。
Q1-2	1 適用対象	本運用の対象業種は「酪農家」のみでしょうか、それとも、他の業種であってもこの運用は適用されるのでしょうか。	北海道胆振東部地震の後、酪農家に対し農林水産省や北海道庁が支援をするための施策（補助事業）として強く要望されたことが本運用を定める契機となっておりますが、本運用の範囲はタイトルのとおり、非常時に移動用発電設備から低圧事業場に電力を供給するためのものであり、酪農家に限定したものではありません。
Q1-3	1 適用対象	自治体の下水道・上水道部門や通信事業者等において、低圧受電しているポンプ場や中継局に非常電源切替盤を設置し、自身が管理している10kW以上の移動用発電設備を接続して使用する場合は、この運用が適用されるのでしょうか。	自身が管理している10kW以上の移動用発電設備をつなぎ込む場合は、低圧受電の事業場であっても自家用電気工作物となります。よって本運用の対象外です。
Q1-4	1 適用対象	低圧受電している一般家庭が非常電源切替盤を設置した場合、この運用が適用されるのでしょうか。	本運用を適用することができます。その際には、この運用に沿って、非常時移動用発電設備所有者と当該設備から電気の供給を受ける一般家庭（負荷設備所有者等）の両者において必要となる措置等をとっていただくことになります。
Q1-5	1 適用対象	低圧受電している一般用電気工作物に非常電源切替盤を設置し、自身が管理している10kW未満の移動用発電設備を非常時に接続して使用する場合は、一般用電気工作物のままなのでしょうか。	一般用電気工作物に一般用電気工作物に該当する10kw未満の移動用発電設備を接続することになりますので、結果的に一般用電気工作物に該当します。
Q1-6	1 適用対象	一般用電気工作物を置いている低圧事業場の事業者が、非常時に向けて移動用発電設備を自ら整備した場合は、この運用に準じて一般用電気工作物扱いになるのでしょうか。	低圧事業場の事業者が整備した移動用発電設備が出力10kw未満であれば、全体を一般用電気工作物として扱って差し支えありませんが、出力10kw以上のものであれば、既存の一般用電気工作物も含めて自家用電気工作物扱いとなります。
Q1-7	1 適用対象	設置者Aが、10kW以上の移動用発電設備を1台保有し、切替盤のある低圧事業場を複数設置している場合、当該低圧事業場は全て自家用扱いでしょうか。	切替盤のある低圧事業場を複数所有する者が自ら10kW以上の移動用発電設備を用意する場合は、すべての事業場が自家用扱いとなります。
Q1-8	1 適用対象	例えば、設置者Aが切替盤のある低圧受電の基地局a、b、cを設置しており、かつ移動用発電設備（10kW以上）を倉庫dに平常時は保管していて、非常時には設置者Aが倉庫dから移動用発電設備を搬出し、基地局a、b、cのいずれかに搬入、据付け、切替盤に接続することを想定しています。この場合において、基地局がaしかない場合だと移動用発電設備はaにしか接続されないで自家用扱いになりますが、基地局がa、b、cと複数ある場合は移動用発電設備はどの基地局に接続できるかわからない状況において、仮にaに移動用発電設備を接続し、残りのb、cにはリース会社等から借りた移動用発電設備を接続する場合、基地局b、cは一般用扱いになるのでしょうか。	（基地局aに自ら保有する移動用発電設備を常に接続することが前提） 移動用発電設備をリース会社等から借りた場合において、基地局b、cに接続して使用する者が設置者Aの場合は、基地局b、cは自家用扱いになります。一方、リース会社等が移動用発電設備を基地局b、cに接続し、電力供給を行う場合は基地局b、Cは一般用の扱いとなります。 いずれにせよ、非常時に移動用発電設備をどのように準備し、各基地局にどの者が接続するかは前もって定めておく必要があります。
Q1-9	1 適用対象	複数の事業場を設置する事業者が、10kW以上の移動用発電設備を自らの事業場にそれぞれ接続可能とするよう準備した場合、事業場を自家用扱いとするか、一般用扱いとするかはどのタイミングで判断するのでしょうか。	非常時に移動用発電設備（自ら所有又はリース会社等から借りた場合いずれにおいても）設置者Aが接続すると想定しているのならば自家用扱いとなります。A以外の者が接続すると想定しているならば一般用になり、その判断は前もってすべきものと考えます。

非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について（Q&A）

NO.	分類	質問	回答
Q1-10	1 適用対象	停電時、一般用電気工作物に発電機（10kW以上）から非常電源切替盤を介して電力を供給する場合は自家用電気工作物扱いになりますが、本運用では、災害時等において、一般用電気工作物に対して、他から移動して設置した10kW以上の移動用発電設備から電力供給を行うことであれば、当該一般用電気工作物はそのまま一般用として扱える、ということですか。	今回は、①通常時は、一般用電気工作物として使用していること、②非常時には、負荷設備所有者等以外の者が構外に設置した移動用発電設備から電力供給を受ける場合には、非常時も負荷設備全体を一般用電気工作物と扱うルールとしたものです。 一般用電気工作物の所有者が、停電時に自ら移動用発電機（出力10kw以上）を準備し、また、切替盤を設置していた場合、切替盤の種類（手動・自動）や一般用電気工作物と移動用発電設備との常時接続／非接続に関わらず、全体を自家用電気工作物として取り扱うことになります。
Q1-11	1 適用対象	トラクターPTO駆動装置に発電機を接続する場合、「発電機の設置者が一義的に定まらないため」と書かれていますが、これは、「トラクターのPTO駆動装置と発電機をPTOシャフトで接続作業の作業者が限定できない。」ということでしょうか。	トラクターのPTO装置という発電機の原動力設備も内燃力発電設備の一部として電気事業法の適用を受けます。この原動力設備の設置者と発電機の設置者並びに負荷設備の設置者との関係は、一義的に限定できないために適用外としています。
Q2-1	2 運用解釈	（別紙）１．定義（１）の「停電が見込まれる場合」とは、どのような場合でしょうか。	「停電が見込まれる場合」として以下の例が挙げられます。 ・電力会社が計画停電を行うことを公表した場合 ・気象庁が当該地域に暴風、豪雨、豪雪等の警報又は特別警報を発表した場合
Q2-2	2 運用解釈	（別紙）１．定義（４）の「移動用発電設備を設置・運用・・・」とは、停電時に電力を供給するために発電設備を運転することにも含まれるのでしょうか。	そのとおりです。
Q2-3	2 運用解釈	（別紙）２．要件（２）① の「非常時移動用発電設備を使用する者」として、非常時移動用発電設備設置者が保安規程の作成・届出を行う、という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 負荷設備所有者は、非常時移動用発電設備から電力供給を受けるだけであり、非常時移動用発電設備を使用して電力供給を行うのは設置者であるため。
Q2-4	2 運用解釈	（別紙）２．要件（２）② に「電気保安法人等に委託する場合、非常時の対応について取決めを・・・」とありますが、基本的には委託先である電気保安法人が非常時に発電機を運転することになるのでしょうか。	電気保安法人に電気主任技術者の外部委託を行った場合の委託契約の取決めにもよりますが、電気主任技術者の責務は電気保安の監督業務であり、非常時には、保安規程に従い電気保安法人等の電気主任技術者の監督・指示のもと、代行者が運転しても差し支えありません。
Q2-5	2 運用解釈	（別紙）２．要件（３）に関し、非常時に移動用発電設備を使用することを依頼している酪農家を、主任技術者が指定する代行者としても問題ないでしょうか。	酪農家が代行者となると、負荷設備所有者等と移動用発電設備設置者等が同一とみなされ、要件の１．（４）の規定を満たさないため、この解釈の対象外になります。
Q2-6	2 運用解釈	（別紙）２．要件（３）② の「別な構内」とは、例えば酪農業者であれば「同一牛舎以外」という理解でよろしいでしょうか。	負荷設備が設置されている構内とは「別の構内」という意味になります。
Q2-7	2 運用解釈	（別紙）２．要件（３）②に関し、非常時移動用発電設備を常時監視しても柵塀を設ける必要があるのでしょうか。	建設現場で利用される場合と異なり、一般公衆に近い場所で利用されること（が想定されること）、災害発生時に用いられること等を鑑み、電技解釈第４７条第１１項（工事現場等に施設する移動用発電設備であって、随時巡回方式により施設するもの）第七号の規定に準じ、取扱者以外の者が容易に触れられないように柵塀などを用いて施設するようにしてください。 また、負荷設備とは別な構内に設置していることを明確にする意味でも柵塀等の設置が必要です。

非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について（Q&A）

NO.	分類	質問	回答
Q2-8	2 運用解釈	（別紙）2．要件（6）に関し、常時監視を行う者は電気主任技術者だけでしょうか。	電気主任技術者の他、電気主任技術者が指名する代行者でも差し支えありません。その場合、当該者は次のような要件を満たすよう留意願います。 ・移動用発電設備の運転に必要な最小限度の知識がある者であり、非常時移動用発電設備設置者との責任関係が明らかであること（警備員を代行者とする場合、委託契約によって責任関係が明確化されており、最小限度の知識に係る教育が実施され、確実な連絡体制が構築されていること等が明らかであること。）
Q2-9	2 運用解釈	（別紙）2．要件（1）①に関して、「負荷設備所有者等が予め設置する非常電源切替盤が電気工事士法に基づいて行われたこと」、「それらが技術基準に適合していること」、については誰がどのように確認・担保するのでしょうか。	電気工事業者に非常電源切替盤設置工事を発注した契約書等により確認することが可能です。また、技術基準の適合性は、「2．要件（1）③」により通知を受けた電力会社又はその委託を受けた登録調査機関が確認することになります。
Q2-10	2 運用解釈	（別紙）2．要件（1）②に関して、非常時移動用発電設備設置者（主任技術者）は負荷設備所有者等に対し、工事が適切に行われていることをどのように確認する（または主任技術者として責任をもつ。）のでしょうか。	非常時移動用発電設備設置者が、工事が終了した非常電源切替盤に非常時移動用発電設備をつなぎ込む以前の段階において、適切な工事及び必要な保護対策が適切であるかを確認することになります。
Q2-11	2 運用解釈	（別紙）2．要件（6）の「緊急に予定外の負荷設備が設置されている場所に対して電力供給を行う場合を想定し、常日頃から必要な準備や対策を予め講じておくこと」とは、具体的にどのような場合を想定していて、どのような準備・対策が求められるのでしょうか。	例えば、非常時において一時的に避難所や診療所を市町村等が設置し、当該市町村から要請があった場合などを想定しています。そのような場所において非常電源切替盤も設置されていない場合は切替盤も含めた準備や対策が必要となります。また、そのような事態に備えて、非常時移動用発電設備設置者は、必要な教育・訓練を行うとともに、関係各者（電力会社、電気工事業者等）と協力体制を構築しておくことが望まれます。
Q2-12	2 運用解釈	（別紙）2．要件（2）②に「直接統括する事業場（平常時に、非常時移動用発電設備を保管している事業場）」という記載がありますが、農協（非常時移動用発電設備設置者）が用意した移動用発電設備を、平常時に酪農家の敷地内に保管することは認められるのでしょうか。	農協の移動用発電設備の保管倉庫を他者（酪農家を含む。）との契約の下に他者の敷地内に設けることは可能ですが、非常時に実際に使用する際にあっては、必ず使用場所に移動させて設置し、稼働させることが本運用の前提条件です。このため、非常時において、保管場所から動かさずに供給ケーブルだけを使用場所まで敷設して接続供給することはこの解釈の対象外となります（非常時の一時的使用ではなく、常設としての判断となるため、移動用発電設備の設置者が酪農家毎に主任技術者を選任するか、酪農家が移動用発電機の占有者とみなされる状況であれば、酪農家全体として自家用電気工作物設置者となり、酪農家が主任技術者を選任することが必要となります。）
Q2-13	2 運用解釈	（別紙）1．定義（4）に関し、本運用に基づいてリース業を営む者が非常時移動用発電設備設置者になる事は可能なのでしょうか。	リース業を営む者が非常時移動用発電設備設置者になる場合には、この運用に沿って同様な措置等をとっていただくこととなります。
Q3-1	3 非常電源切替盤	1．背景 前提条件Ⅳ の「設置者の責任において速やかに電力系統からの受電に切り替える」とは、非常電源切替盤内の切替装置を自動ではなく手動で切り替えるということでしょうか。	その通りです。 なお、当然ながら、切替時の負荷電流によるアークの発生等を考慮して、移動用発電設備の運転を停止した後に切り替えることが必要です。
Q3-2	3 非常電源切替盤	（別紙）要件（1）①に関し、必要な保護対策を講じなければならない対象は非常電源切替盤ということでしょうか。そして、具体的な保護対策としては、漏電遮断装置や過電流保護装置の設置になるのでしょうか。	非常用電源切替盤の設置位置は、通常の電力会社から受電する分電盤の前の位置に設置される場合や、末端負荷の位置に設置される場合など、一様に定められないものと考えられます。例えば分電盤の前の位置に設置する場合には、既存の過電流遮断器や漏電遮断器の確実な動作を確保することが必要ですし、末端負荷の位置に設置する場合には、新たに過電流遮断器や漏電遮断器等の保護装置を追加で設ける等、電気設備の技術基準に適合するような電気工事をする必要があります。
Q3-3	3 非常電源切替盤	（別紙）要件（1）② のなお書きで求められることは、非常電源切替盤と非常時移動用発電設備との保護装置の保護協調ということでしょうか。	負荷設備側の漏電遮断器は、移動用発電設備の中性点接地方式によって動作の確実性が変わりますので、特に注意が必要です。

非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について（Q&A）

NO.	分類	質問	回答
Q3-4	3 非常電源切替盤	（別紙）要件（3）③に関して、非常電源切替盤は自動切替でも問題ないでしょうか。	切替の方法は手動切替を想定しています。
Q3-5	3 非常電源切替盤	非常電源切替盤は停電時及び復電時に自動で商用電源療と発電機出力とが切り替わるものでなければならないのでしょうか。手動で切り替えるものでも良いということでしょうか。	今回の場合、非常時に移設して「切り替えて」使うことを想定しております（参考の図もそういう意図があります。）ので、手動での切替を想定しています。 自動で切り替わるということは通常時も設置していることになるので、今回のルールの対象からは外れることになります。
Q3-6	3 非常電源切替盤	この運用において、切替盤を内蔵する発電機を利用することは可能でしょうか（常設利用を想定）。	本運用は常設ではなく、利用時に移設して使うことを想定しています。
Q4-1	4 電気工事（電気工事士）	電気工事士法によれば、非常用予備発電装置の工事に係るものは特殊電気工事資格が必要ですが、非常電源切替盤のみの工事であれば、第1種又は第2種の電気工事士の資格だけで問題ないでしょうか。	今回の場合、自家用の事業場内に設置される非常用予備発電装置ではなく、移動用発電設備からの電力供給という位置付けなので、第1種又は第2種の電気工事士の資格だけで差し支えありません。
Q4-2	4 電気工事（電気工事士）	非常時移動用発電設備の供給用ケーブルを非常電源切替盤に接続する作業は電気工事士資格が必要でしょうか。それとも特殊電気工事士資格が必要でしょうか。または、軽微な作業として特に電気工事士の資格は不要なのでしょうか。	移動用発電設備の供給用ケーブルと非常電源切替盤をどのように接続するかで資格の要否が異なります。例えば供給用にキャブタイヤケーブルを使用し、非常電源切替盤にコネクタ等を差し込んで接続する場合や予めキャブタイヤケーブに加工されている圧着端子をねじ止めする場合は、電気工事士法施行令第1条（軽微な工事）に該当するため電気工事士資格は不要です。キャブタイヤケーブル被膜の剥ぎ取りや心線を直接接続する場合は電気工事士が行うこととなります。また、本運用の対象は「移動用発電設備」であり「非常用予備発電装置」ではないため、特殊電気工事士の資格は不要です。